**任期付職員募集（北海道地方環境事務所）（地熱発電等調整専門官）**

**１．採用機関及び採用予定人数**

北海道地方環境事務所　１名

**２．勤務地**

北海道地方環境事務所

北海道札幌市北区北８条西２丁目　札幌第１合同庁舎３階

**３．公募の内容**

任期の定めのある環境省職員（行政職俸給表（一））として、採用します。

**4．職務の内容**

環境省職員として採用後は、北海道地方環境事務所地熱発電等調整専門官として、地域と共生した地熱発電の推進に関する業務（温泉モニタリングによる科学的データの収集や適地誘導を含む）、地域と共生した温泉熱利活用の推進に関する業務、地熱発電・温泉熱利活用に係る法規制の調整等に関する業務、並びにこれらの業務に必要な情報収集、調査、計画策定、企画立案、書類作成、連絡調整、会議開催・運営に関する業務等に従事します。

**5．求める人材**

以下の（１）～（７）を満たす者。

（１）再生可能エネルギー（地熱資源及び温泉資源に関するものが望ましい）を活用した事業や地域づくりに係る企画立案、自然環境等との共生に関する調整、これらの関係者間の合意形成などに関連した業務に従事した経験を４年以上有すること

（２）大学卒業又は同等以上の学力を有すると認められる者で、一定の職務経験（大学を卒業した者は７年以上）を有すること。

（３）適切かつ効果的に対人折衝・調整を行うことのできる能力を有すること。

（４）一定程度の事務調整能力（パソコンを使った電子メールによる連絡、ワード・エクセル・パワーポイント等による文書等の作成能力及び関係機関との調整能力）を有すること。

（５）普通自動車の運転免許を有し、運転ができること（雪道の運転含む）。

（６）出張（宿泊を伴う場合もある）が可能であること。

（７）当該任期を継続して勤務が可能であること。

**６．採用期間**

令和４年４月１日から令和６年３月３１日までの間（予定）

**７．身分及び処遇**

国家公務員として採用され、国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）に基づく、分限、懲戒、守秘義務等の服務規定の適用を受けます。

俸給については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号）が適用され、初任給は、学歴、勤務経験等を考慮し決定されます。

当該給与の他、該当があれば諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当等）が支給されます。

**８．応募資格**

上記「５．求める人材」参照。

この他、以下に該当する者は応募できませんのでご了承下さい。

・日本国籍を有しない者又は外国の国籍を有する者

・国家公務員法(昭和２０年法律第１２０号）第３８条の規定により国家公務員となることができない者

○禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

○一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない者

○日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

・平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神衰弱を原因とするもの以外）

**９．応募締切**

令和４年１月２８日（金）必着

**10．選考方法**

**【第１次選考】**

審査方法：書類選考

※第１次選考の結果は、合格者のみに通知します。

**【第２次選考】**

審査方法：面接による人物試験

※第２次選考の日時、場所等は第１次選考を通過した者に通知します。また、第２次選考の結果は、第２次選考受験者全員に通知します。

**11．応募方法**

応募に当たっては、次の文書①～④を【様式①～③】を使用して作成してください。

なお、書類に記載する年度は、すべて西暦か、西暦和暦併記のいずれかとしてください。

様式①履歴書　【氏名】.xlsx

様式②職務経歴書　【氏名】.docx

様式③小論文　【氏名】.docx

**①履歴書**

※連絡用に携帯電話及び電子メールアドレスを記載のこと。

※東北地方環境事務所及び九州地方環境事務所においても地熱発電等調整専門官を募集しているので、複数の事務所を併願する場合は、履歴書「複数の地方事務所に応募している場合、志望順に事務所名を記載」欄へ必要事項を記載すること。

（参考）東北地方環境事務所HP採用リンクhttp://tohoku.env.go.jp/career.html

　　　　九州地方環境事務所HP採用リンクhttp://kyushu.env.go.jp/career.html

**②過去の業務経験一覧**

※これまでの職歴を主な担当業務の内容とともに、時系列で記述のこと。

**③小論文**

「４．職務の内容」を踏まえ、今回の御応募の動機及び自身が発揮できると考える能力や知識、経験」について、１,６００字程度で論述すること。

**④その他当該職種への資質を示すために必要な資料**

様式①に記載した運転免許証（普通免許以上）（5．(5)）、その他国家資格や外国語に関する資格等があれば、それを証するものや成績を示すもののコピーを添付すること。

**12．勤務時間及び休暇**

**（１）勤務時間**

８時３０分から１７時１５分まで（昼休みは１２時から１３時まで）。

７時間４５分／日（週３８．７５時間）。

上記勤務は、必要に応じ残業があります。

**（２）休暇**

週休２日（土・日）、国民の祝日、年末・年始のほか年次休暇、特別休暇（結婚、忌引等）があります。なお、週休日等にイベント等で勤務する場合は、休暇を振り替えることができます。

**13．応募書類送付先及び問い合わせ先**

応募書類は電子メールで受け付けます（難しい場合は郵便も可）。

北海道地方環境事務所

〒０６０－０８０８　北海道札幌市北区北８条西２丁目　札幌第１合同庁舎３階

北海道地方環境事務所　総務課　担当　小林

E-mail：KAZUTOSHI\_KOBAYASHI@env.go.jp

※メールで送付する場合

・件名を「任期付職員（地熱専門官）応募【氏名】」としてください。【氏名】の箇所にはご自分の氏名を記入してください。異なる件名でお送りいただいても受け付けられませんのでご注意ください。

・応募書類のファイル名には全て【氏名（ご自身の氏名）】を記載してください。

・メール本文には、以下の項目のみ記載してください。

○　氏名（よみがな）

○　電話番号

※郵送の場合は、封筒に「任期付職員（地熱専門官）応募」と朱書きしてください。

**14．備考**

（１）給与等については、学歴、経歴等を勘案して「一般職の職員の給与に関する法律」に基づき決定されます。

（２）採用内定者に選考された場合、健康診断を受診（自己負担、任意の医療機関で実施）し、その結果を提出していただきます。

（３）採用内定者に選考された場合、最終学歴に係る卒業（修了）証明書及び過去に在籍した会社等の在籍証明書を提出していただくことになります。

（４）最終的に採用内定者に選考された場合、現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から退職していただく必要があります。

（５）応募書類の返却は行いませんので、あらかじめご了承ください。（責任廃棄）